

保団連 診療報酬改定・消費税増税影響調査

医科診療所を対象とし、決算書から医療機関の控除対象外消費税のうち、医薬品等に係る消費税を除いた診療所の「実質的損税」の保険収入比を計算した。

同時に2014年6月診療分の電子レセプトを対象として、専用の解析ソフトを用い、2014年改定前後の点数置き換えシミュレーションを行った。

さらに両者を比較することで、診療所の「正味改定率」の公表値（表1）との乖離を検証した。

診療所の「実質的損税」の保険収入比は平均1.34%で、公表値から算出した1.18%とほぼ一致した。

「消費税増税対応分」の保険収入比は平均0.73%で、公表値（医科）の0.71%とほぼ一致した。

置き換えシミュレーションより求めた「改定率」から、決算書より求めた「消費税負担増」を差し引いた「正味改定率」は、「在宅訪問診療料2」を算定しない無床診療所では+0.16%で、公表値（医科、正味改定率）の+0.11%とほぼ一致した。

しかし、同一建物の対する在宅点数「訪問診療料2」を算定する診療所では平均で-4.40%、最大で-10.0%と公表値（医科、正味改定率）と大きく乖離してマイナスとなった。

有床診療所では+1.86%と公表値より若干のプラスとなった。

院内処方診療所で消費税が5%→8%→10%と再増税された場合の消費税負担の推移を医療機関と国民（患者、保険者）別に分析し、公表値から医療費全体に当てはめると、2014年改定で、医療機関の実質的損税は4,300億円で変化がないものの、薬剤費等の消費税は8,000億円に拡大、これに診療報酬消費税対応分2,600億円が加わり、患者、保険者の負担は倍増した（表2）。初再診料等の引き上げは医療機関の損税を患者、保険者に転嫁したに過ぎない。

さらに消費税が8%から10%に引き上げられた場合には医療機関の損税も6,000億円に拡大、患者、保険者の負担は1兆2,600億円となり、両者をあわせると1兆8,000億円を超える。

医療は非課税といいながら、これだけ巨額の消費税負担を医療機関、国民に負わせるのは大きな制度矛盾である。根本的解決にはゼロ税率（免税）の適応しかない。

表1：公表値

	改定率	改定金額	消費税対応分		正味分	
	%	億円	%	億円	%	億円
診療報酬本体	0.73%	3,000	0.63%	2,600	0.10%	400
医科	0.82%	2,600	0.71%	2,200	0.11%	400
歯科	0.99%	300	0.87%	200	0.12%	100
調剤	0.22%	200	0.18%	100	0.03%	100
薬価等	-0.63%	-2,600	0.73%	3,000	-1.36%	-5,600
全体	0.10%	400	1.36%	5,600	-1.26%	-5,200

出典：<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000033791.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000034136.pdf>

表2 <消費税負担の推移 5%→8%→10%>

消費税	5%	8%	10%	億円
医療機関損税	4,300	4,300	6,000	
患者等 消費税負担	5,000	10,600	12,600	
(診療報酬消費税対応分)		(2,600)	(2,600)	
(薬剤費等消費税)	(5,000)	(8,000)	(10,000)	

●調査対象

調査期間：2014年7月1日～7月31日

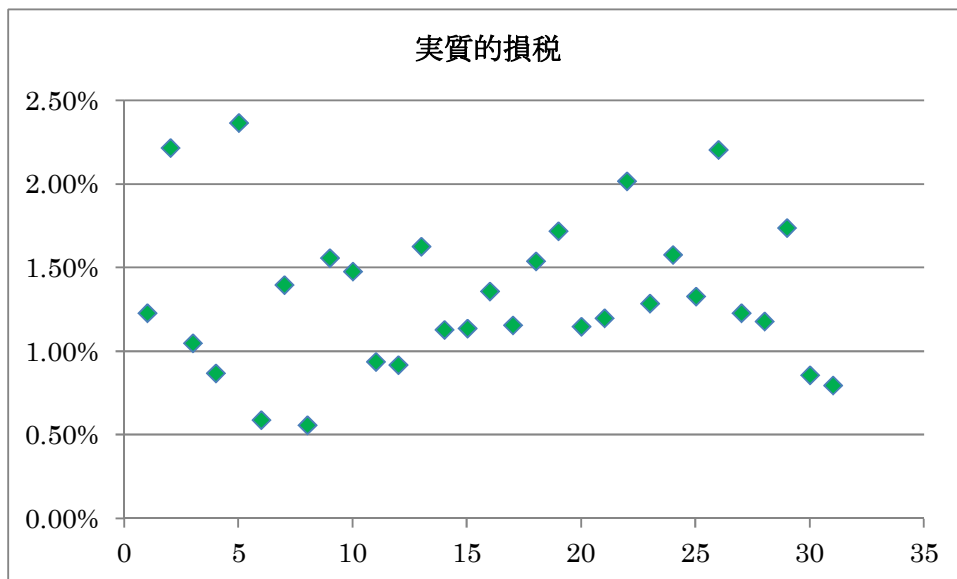
対象：診療所 31 施設 決算書及び2014年6月診療分電子レセプト

内科 19 施設 内科以外 12 施設

方法：解析ソフトを格納した専用の USB メモリーを用い、2014年6月診療分電子レセプトを新旧点数で置き換えシミュレーションを行い、決算書のデータから医療機関の消費税損税および消費税増税による影響を検証した。

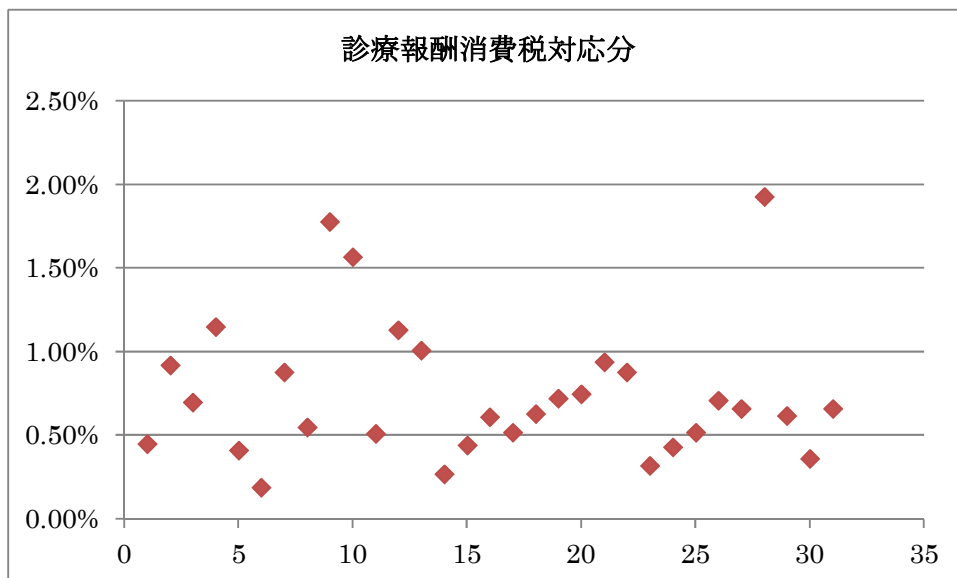
調査結果：

<医療機関の実質的損税> 公表値：1.18%（消費税対応分 0.71% ÷ 3 × 5 より算出）



平均値：1.34% n=31

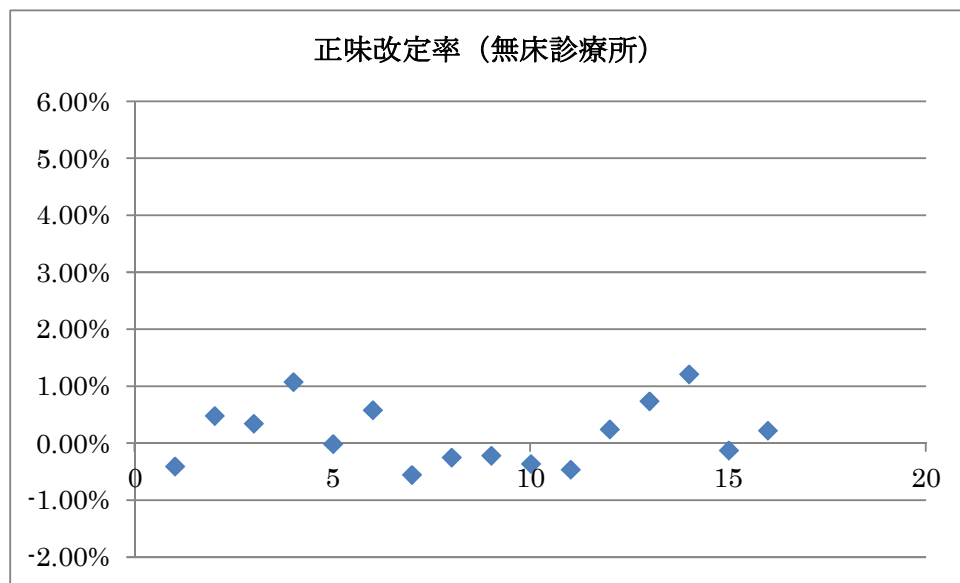
<診療報酬消費税増税対応分> 公表値：0.71%



平均値：0.73% n=31

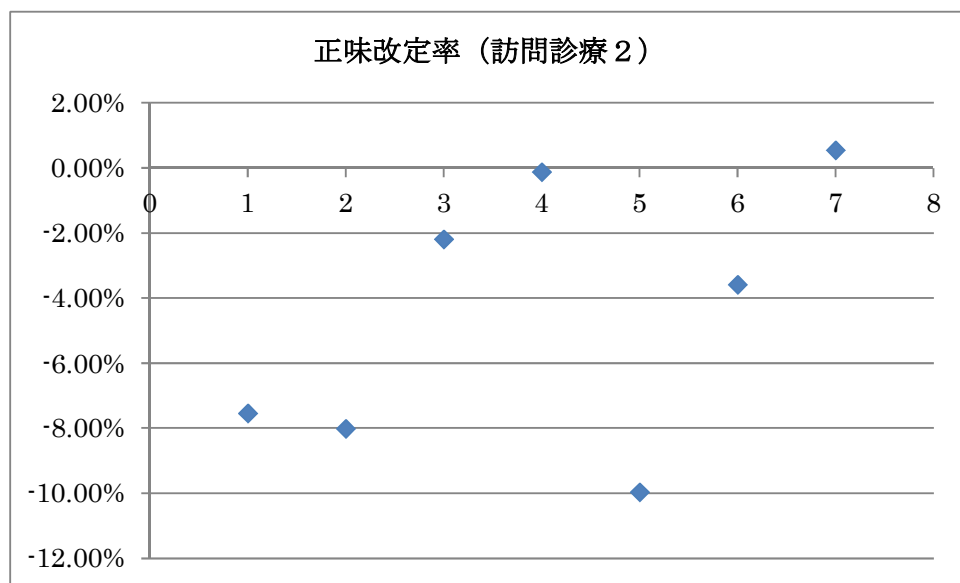
<正味改定率（無床診療所 在宅訪問診療料2なし）>

正味改定率=改定率-消費税増税分 公表値：+0.11%



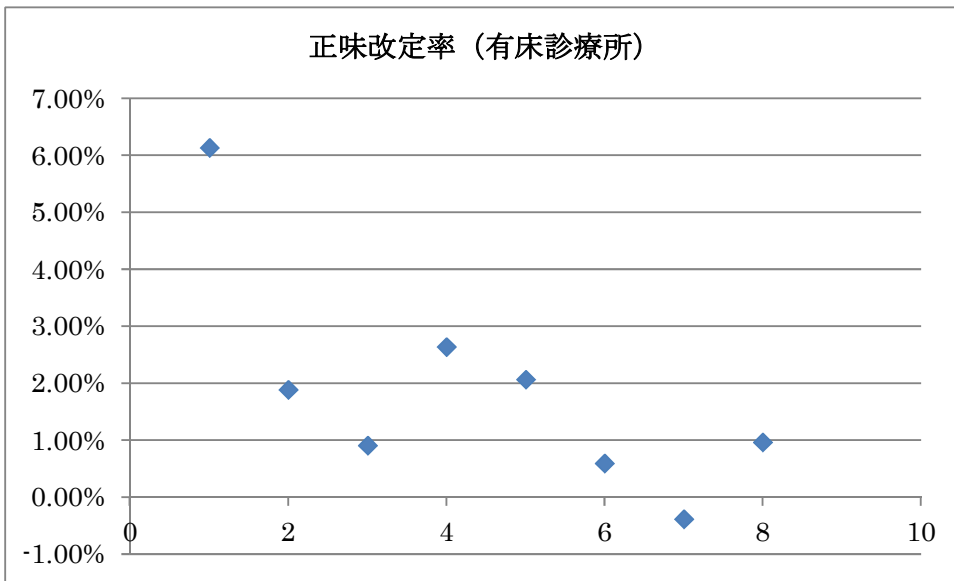
平均値：+0.16% n=16

<正味改定率（在宅訪問診療料2あり）>



平均値：-4.40% n=7

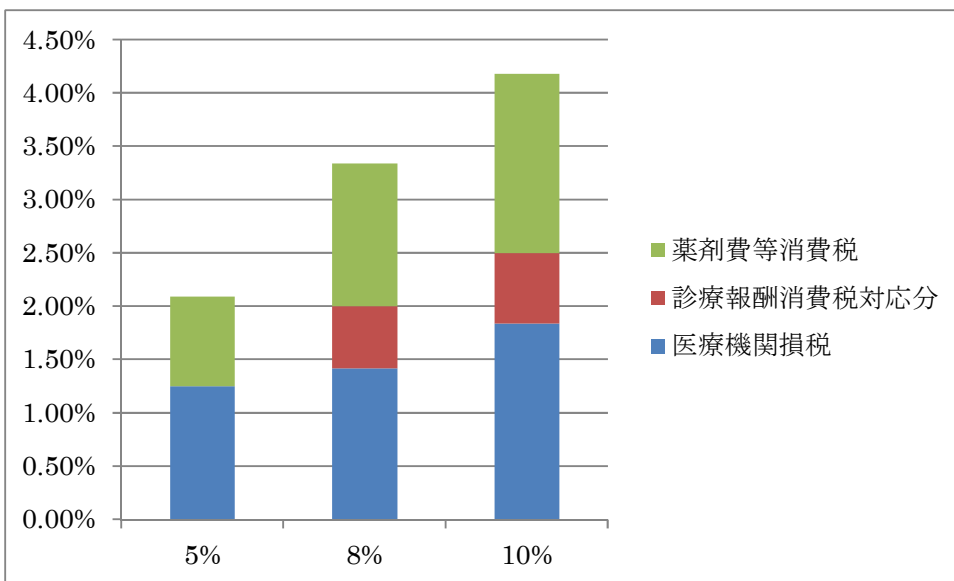
<正味改定率（有床診療所 在宅訪問診療料2なし）>



平均値：+1.86% n=8

<消費税負担の推移 5%→8%→10%>

消費税	5%	8%	10%
医療機関損税	1.25%	1.42%	1.84%
診療報酬消費税対応分		0.58%	0.66%
薬剤費等消費税	0.84%	1.34%	1.68%



院内処方 n=12

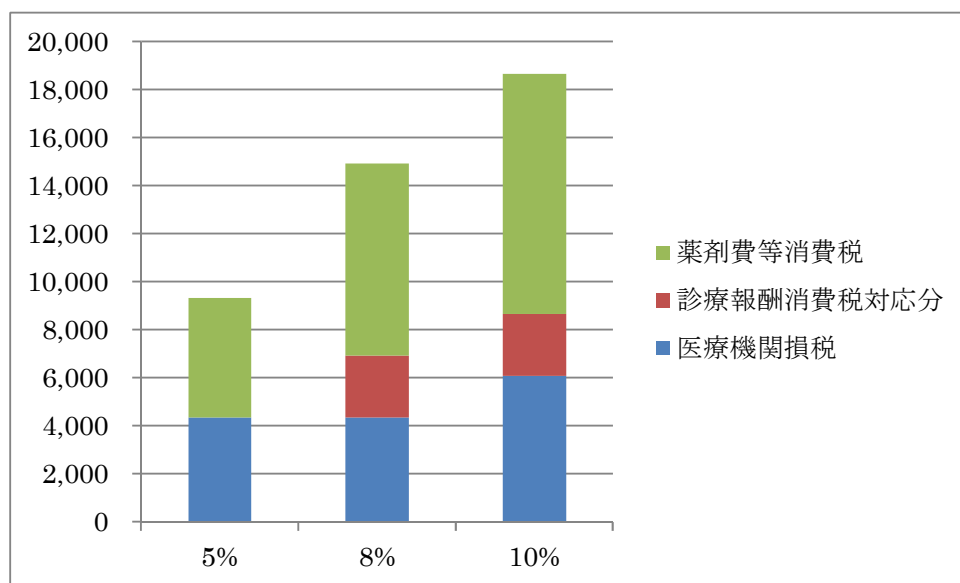
院内処方 12 医療機関の損税は 1.25%、改定により 0.58%が消費税増税分として診療報酬に上乗せされ、損税は 1.42%と拡大は僅かにとどまった。しかし、消費税が 10%に増税されると 1.84%に拡大する。薬剤費については、消費税相当分が薬価の中に含まれるため、消費税増税に伴う医療機関の負担増はないが、患者、保険者の負担は増加する。

改定前の薬剤等に係る消費税は 0.84%だったが、改定により 1.34%となり、消費税が 10%に増税されると 1.68%に拡大する。

公表値をもとに医療費全体の金額に当てはめると、

表 2 <消費税負担の推移 5%→8%→10%>

消費税	5%	8%	10%	億円
医療機関損税	4,300	4,300	6,000	
患者等 消費税負担	5,000	10,600	12,600	
(診療報酬消費税対応分)		(2,600)	(2,600)	
(薬剤費等消費税)	(5,000)	(8,000)	(10,000)	



2014 年改定で、医療機関の実質的損税 4,300 億円で変化がないものの解消された訳ではなく、薬剤費等の消費税は 8,000 億円で拡大、これに診療報酬消費税対応分 2,600 億円が加わり、患者、保険者の負担は倍増した。初再診料等の引き上げは医療機関の損税を患者、保険者に転嫁したに過ぎない。

さらに消費税が 8%から 10%に引き上げられた場合には医療機関の損税も 6,000 億円で拡大、患者、保険者の負担は 1 兆 2,600 億円となり、両者をあわせると 1 兆 8,000 億円を超える。

以上